

## 質問回答

2015年3月9日

「ネパール国カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」

(公示日:2015年2月25日/公示番号:141251)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第3 業務実施上の条件、1. 業務工程	2015年4月から16か月後にインテリムレポート作成と説明されていますが、工程表上は20か月後(2016年12月)にIT/Rのマークがされ、また第2の23)でも2016年12月までにインテリムレポートを取りまとめるとされているため、20か月後と理解してよろしいでしょうか。	20か月後を目安としています。
2	15 ページ 第2 業務の目的・内容に関する事項 5 業務実施方針及び留意事項 (5) プロジェクト実施体制 1) 関連組織との連携	「業務を進めるにあたりネパールの地震観測に知見を有する日本の有識者の関与(団員に含めることも可)」と記載されていますが、具体的な有識者の方を想定していますでしょうか。想定されている場合、その方の名前等をご教示ください。	想定している有識者の候補はいますが、個人名の提示は行いません。
3	16 ページ 第2 業務の目的・内容に関する事項 5 業務実施方針及び留意事項	「パイロット地域の対象数は3~4、うち1地域をパイロット地域の中のモデル地域として選定」、と記載されていますが、パイロット地域、モデル地域それぞれにおける想定されている活動内容の詳細をご教示いただけますでしょうか。	1. 活動内容の詳細：以下の通りです。 関連情報の現状確認 ・ 現行・既存の地域防災計画の確認(精度、作成手法等) ・ リスク評価に必要な関係既存データの内容の確認

	<p>(6) パイロット地域及びモデル地域の選定・防災計画</p>	<p>うか。3～4 のパイロット地域を選定し、うち 1 地域をモデル地域として選定し、地域防災計画策定モデルを構築した上で、他のパイロット地域の地域防災計画を策定もしくは改訂するという認識で間違いはないでしょうか。想定されている活動のスケール感を把握したくご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体行政能力の確認</li> <li>・ステークホルダー（住民、NGO 含む）の確認 改定案の作成およびモデル地域での実施</li> <li>・地域の状況に応じた地域防災計画内容の検討</li> <li>・モデル地域での地域防災計画の作成及び実施の実施</li> </ul> <p>の活動に基づく地域防災計画モデルの整理及び普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域関係者に対するセミナー、技術移転</li> <li>・他地域での地域防災計画改訂へ必要なガイドライン等のとりまとめ</li> </ul> <p>なお、フェーズ 1 の結果を踏まえ、上記の活動内容はフェーズ 1 終了時に改めて検討します。 モデル拡充方法：ご理解のとおりです。</p>
<p>4</p>	<p>20 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6 業務の内容 15) カトマンズ盆地内の地方政府のプロファイル情報の整理</p>	<p>「パイロット活動を通して意識の変容有無を図ることは重要」と記載されていますが、本プロジェクトで防災計画が策定されるのは、第 2 フェーズの後半であると認識しており、その後予算化、実際の活動実施に移り、住民の防災意識の変化に至るまでにはある程度の時間(プロジェクト終了後)を要すると思われまます。ベースライン調査は本プロジェクトで実施しますが、その後の意識の変更に関する調査はプロジェクト終了後に、パイロット地域の政府等が実施するという認識でよいでしょうか。</p>	<p>パイロット活動前に、自然災害に対する意識に関するベースライン調査を実施します。調査結果を踏まえパイロット活動を実施しますが、同活動には住民との調整が含まれます。この調整の中で、ベースライン調査結果を踏まえ、住民の参画を確保するためのコミュニティ防災の要素を組み込むことを想定しています。パイロット活動の過程での意識変化の有無も、地域防災計画策定の留意点やモデルの妥当性についての検証材料の一つとなります。従ってフェーズ 2 期間中の適切な時期に変容有無を確認することを想定しています。 なお、プロジェクト終了後の住民の意識変化に関する</p>

		ご教示ください。	調査は、パイロット地域の政府等が行います。地域防災計画策定やモデル地区での地域防災計画策定の際に、先方政府への提言や留意事項等として取りまとめることとなります。
5	24 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6 業務の内容 26) モデル地区における防災/減災計画の策定	策定する地域防災計画は、地方政府(市)の計画と認識しておりますが、「コミュニティ単位の住民グループ組織や自主防災組織等、地域住民の参加を得ながら作成することを前提とする。」と記載されています。これは、コミュニティ防災計画のようにも受け取りが可能ですが、地方政府(市)の計画策定で間違いがないか、ご教示ください。勿論、地方政府の計画においてもパブリックコメント等、住民の意見を反映させながら策定することが重要であると考えます。	その通りです。  なお、既に県、市の地域防災計画はそれぞれワークショップを経て作成されています。 リスク評価結果を踏まえた地域防災計画は最終的には「市」を取りまとめの単位として想定しているため、パイロット地域を市レベルで選ぶことを想定しています。ただし、ネパールの現状においては活動内容によっては活動主体の単位は市よりも細かいグループ分けが妥当なこともあり得ます。どのように地域防災計画を取りまとめるかを含めてフェーズ2において検討する必要があります。当該地域のコミュニティの状況及び現行の地域防災計画の状況を踏まえ、行政単位もしくは社会ユニット等の関与や範囲を含め、フェーズ1での検討手法をプロポーザルで述べてください。
6	24 ページ、27 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 7 成果品等 (1) 報告書 (2) その他の提出物	24 ページ(1)報告書では、「それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。」とあるが、27 ページ(2)は「その他の提出物」となっており、技術協力成果品ではないように思われますが、ご教示ください。	以下のとおり指示書を修正します。 p24 7.成果品等 (1)報告書 修正前:「それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。」 修正後:「それぞれ(1)3)、4)に記載されている項目に関する資料を添付するものとする。」

7	29 頁 3 相手国側の便宜供与	2014 年 9 月署名の MM では、電話回線、ローカルエリアネットワークを含むオフィスを提供するとありますが、インターネット回線が提供されると理解してよろしいでしょうか？ご教示ください。	MM に記載のとおり、インターネット回線の提供はありますので、見積計上は不要です。
8	29 ページ 第 3 業務実施上の条件 2 業務量の目処及び業務従事者の構成(案) (2) 業務従事者の構成(案)	「サ コミュニティ防災」の業務内容については、24 ページ、第 2 業務の目的・内容に関する事項 6 業務内容 26)モデル地区における防災/減災計画の策定の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	その通りです。
9	直接人件費月額単価について		機構HPの2月18日付お知らせ「コンサルタント等契約における2015年度直接人件費月額単価(上限)について」 ( <a href="http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html">http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html</a> ) で、2015年度のコンサルタント等契約の直接人件費月額単価(上限)を公表しております。 <b>本案件は、2015年度の直接人件費月額単価を上限</b> として見積りください。

以上